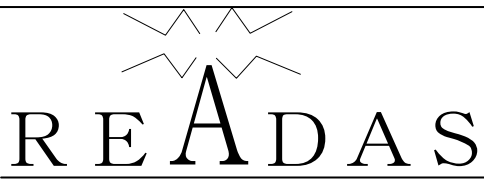


第 5413 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月23日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税務調査の通知事項

Q：税務調査が行われるときは、通知があって、調査に関するいくつかの事項が通知されるようですが、通知を受けたことがありません。どのような事項が通知されるのですか？

A：次の事項です。通知してこない違法な調査もあるようですので、注意してください。

【解説】

税務調査はこれまで、法律に規定されていませんでしたが、平成23年の税制改正で国税通則法に規定され、税務調査の通知については納税義務者（税務代理人がある場合はその代理人に対して（納税義務者の同意がある場合には代理人だけで可））次の事項を通知しなければならないこととなっています。

- ① 税務調査を行う旨
- ② 質問検査等を行う実地の調査（調査）を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の対象となる納税義務者の氏名及び住所又は居所
- ⑨ 調査を行う税務職員の氏名及び所属官署（職員が複数であるときは、その職員を代表する者の氏名及び所属官署）
- ⑩ ①又は②を変更するときのその事項
- ⑪ ③から⑥までの事項に非違が疑われることとなった場合の取り扱いの趣旨

